

建設業法第20条の2第2項に基づく工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

建設業法の改正に伴い、落札者決定の通知を受けた者は、その請け負う建設工事について、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす建設業法施行規則第13条の14第2項で定める事象(※)が発生するおそれがあると認めるときは、発注者(工事担当者)に対して、通知しなければならないこととされておりますので、御留意ください。

※建設業法施行規則第13条の14第2項で定める事象

- ・主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ・特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

現 行：－

改正後：上記の事象に該当する場合、
落札決定の通知日から契約締結日までに別添様式を発注者に提出
令和7年2月1日以降に契約締結を行う案件から適用

【留意事項】

1. 当該通知書は、上記事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。
2. 本通知書の提出の有無をもって、当該契約を変更する担保とはなりません。
3. 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から契約締結までに提出するものとします。
4. 当該事象の状況の把握のため必要な情報は、落札決定の通知を受けた者が通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

問い合わせ先 大洲市役所 財政契約課 契約係
0893-24-1725